

II

整備基準と解説

8 マニュアルの見方

このマニュアルでは、設計者のわかりやすい手引きとなるように、1つの整備項目に対し、次の構成により整備例の紹介を交えながら見開きで解説しています（一部の項目を除く）。

実際の設計では建物等の敷地の立地条件を考慮し、建築主や設計者の工夫で「整備基準」に「整備が期待される事項」や「望ましい事項」等をうまく組み合わせて、誰もが利用しやすい施設づくりを図ることを目指してください。

▶ 基本的な考え方

整備の対象となる施設および箇所を表しています。

▶ 整備項目

整備項目について、基本的な考え方を簡潔にまとめてあります。

▶ 整備基準

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を基に、整備基準を掲載しています。
(原文の記載順を一部入れ替えてあります。)

▶ 望ましい整備

条例では規定されていないものの、整備の際に配慮することが望ましい整備内容について示しています。

▶ 図表・イラストによる解説

整備基準を取り入れた整備例をイラストなどを使って説明しています。イラストは大項目、小項目で構成されており、大項目は■で、小項目は■で表示しています。図中の●は整備基準です。

▶ 解説

整備の意味、目的を説明しています。

整備項目

整備基準

基準についての解説

II 整備基準と解説

2 敷地内の通路

道等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、障がい者や高齢者等すべての人が円滑かつ安全に利用できるように配慮し、できる限り健常者と同じような経路で建築物に到達できるように配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 敷地内の通路の一般基準 (規格表2-1 建築物の表5の項) 歩道の仕上げ	多数者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次の構造とする。	主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又は消音防音装置を設ける。	
歩道の構造	ア 歩道は、粗面とし、又はめくれも滑りにくい材料で仕上げ。 イ 段（縁高を含む）を設ける場合は、pOO（7「階段」）の1/4、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。 ウ 縁高を設ける場合は、次の構造とする。 (ア) 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。 ・ 高さ180cmを超える、かつ、こう配が1/20を超える縁高 イ) pOO（5「縁高」）(1)イ、エ、カ及びキに定めるものとする。 エ 排水溝を設ける場合は、つえの設置や車いすの転倒等を防止する構造の溝状に設ける。	ひさしや消音防音装置の設置が望ましい。 縁高の下側は、車道行路と交差しないことが望ましい。 網目タイプの溝材にあっては、グリートの幅は1cm以下とする。	「縁高」とはこう配がある部分のみを、「縁高」とは、こう配がある部分と縁高部分の全てを指す。 「その他の部分」とは、こう配1/20以下の縁高・網目材の部分を指す。
排水溝			
(2) 利用円滑化経路上の敷地内の通路 (規格表2-1 建築物の表7の項第2号ア及びカ) 通路の構造	ア 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路には、階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。 イ 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の構造のほか、次の構造とする。 (ア) 幅は140cm以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものにおいては180cm以上）とする。 (イ) 段を設ける場合は、pOO（3「出入口の構造」）イ及びウに定めるものとする。 (ウ) 傾斜路を設ける場合は、次の構造とする。 a 幅は、段に代わるものは140cm以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上）、段を併設するものは90cm以上とする。 b こう配は1/20以下（無縁高段差を設けるなど車いす使用者が利用しやすい構造を講じたものは1/12以下）とする。 c 高さ50cmを超えるものにおいては、高さ50cm以内ごとに縁高が150cm以上の構造を設けること。	多道と敷地の境界は平坦にするのが望ましい。 通路と車道が接する箇所には、歩行者の安全確保のため、安全帯を設ける。 通路と車道とを交差させないことが望ましい。 無縁高段差を設ける場合は、1/15以下とする。	180cmは、車いす同士がすれ違える幅である。 1/20のこう配は、冬期降雪における車いすの滑り（滑り）等を考慮したもので、圧雪状態では、こう配が1/20を超えることとスリップを防止しやすし、車いす使用者が休憩又は短い距離でできるような平坦な部分を設ける必要がある。
傾斜路の構造			
(3) 特別な地形の場合の敷地内通路の整備 (規格表2-1 建築物の表7の項第3号)	道等から利用居室まで又は住戸等までの利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)-1の整備が困難である場合は、建築物の扉等から利用居室又は住戸等までの経路の1以上を利用円滑化経路として整備する。	地形の特殊性とは、地形自体がこうした配であり傾斜路の基準を満たさない場合などである。この場合は、建築物の扉等から利用居室までを利用円滑化経路とする。	

敷地内の通路の構造

多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路



利用円滑化経路上の敷地内の通路



整備基準を上回る
望ましい整備

この施設整備マニュアルでは、札幌市の障がいをお持ちの方の表記に従い「障がいのある方」、「障がい者」としていますが、法令等において「障害者」と表記されている場合、そのまま引用していますので、ご了承ください。

- 例・視覚障害者利用円滑化経路
- ・視覚障害者誘導用ブロック

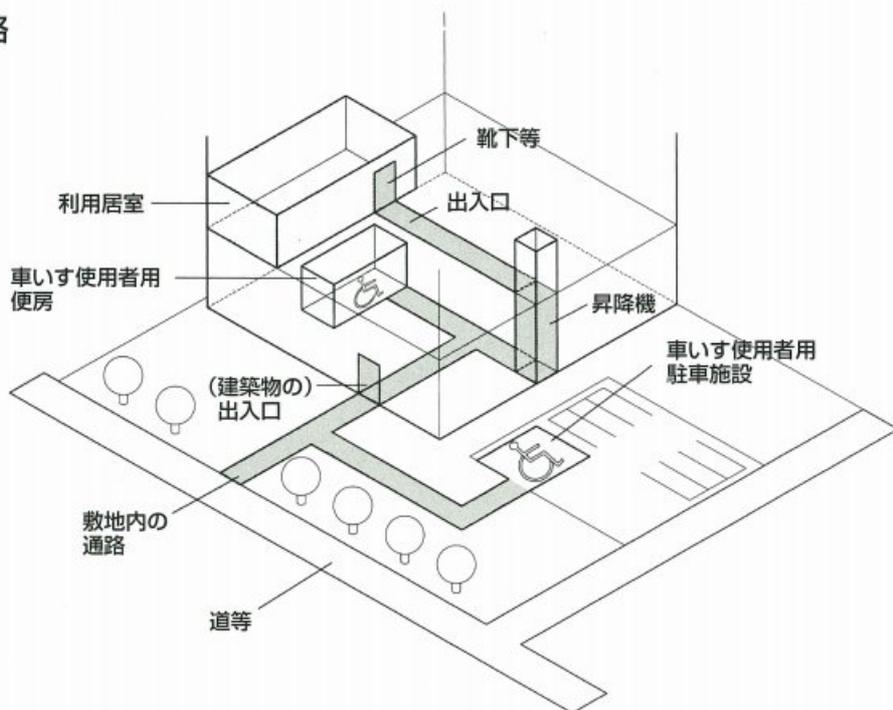
9 建築物

1 A 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。） B 視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）

廊下や傾斜路といった個別の箇所の整備（「点」の整備）だけでなく、道等から建築物内の目的地までの経路に着目した連続的な整備（「線」の整備）が必要である。また、不特定多数の人が利用する施設や視覚障がい者の利用が想定される施設では、道から建築物まで視覚障がい者を安全に誘導する必要がある。

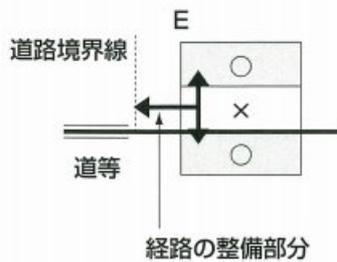
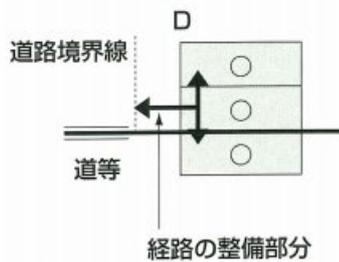
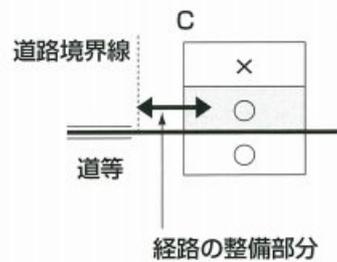
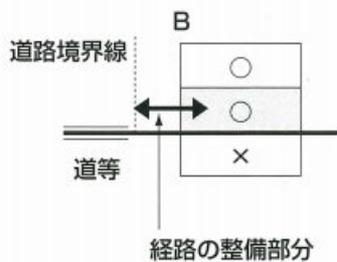
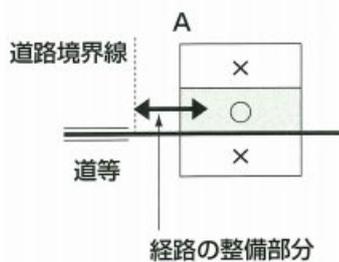
整備項目	整備基準	解説
<p>A 利用円滑化経路の定義 (規則別表2 1 建築物の表7の項第1号)</p>	<p>次の場合には、それぞれの経路のうち1以上を利用円滑化経路とする。</p> <p>ア 建築物に利用居室（※）を設ける場合 ⇒ 道等から利用居室までの経路 ※利用居室</p> <p>① 施設管理者やその従業員の専用スペースを除いた、教育・娯楽・医療・集会・購買・宿泊・入浴・執務等の目的のために、多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する室のこと</p> <p>② 当該室が地上階又はその直上階若しくは直下階のみにある建築物の場合、地上階にある室のみを利用居室とする（ただし、当該室が不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものである場合は、すべての階のものを利用居室とする）</p> <p>イ 共同住宅・寄宿舎・下宿等の住戸又は住室（住戸等）を設ける場合 ⇒ 道等から住戸等までの経路 住戸等が地上階又はその直上階若しくは直下階のみにある場合、地上階にある住戸等までの経路とする。ただし、住戸等が主に障がい者、高齢者等が利用するものである場合は、すべての階にある住戸等までの経路とする。</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 ⇒ 利用居室（建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。工において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>エ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 ⇒ 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住戸等までの経路</p>	<p>① 売り場、教室、集会室診察室等である</p> <p>② 「室までの階層移動が一層分のみの場合、エレベーター設置を免除する」という趣旨である（右ページ「■ 道等までの経路整備が必要な利用居室」参照）。具体的には2階建ての保育園や学校等が挙げられる。不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設の区分については、p10を参照。</p>

■ 利用円滑化経路

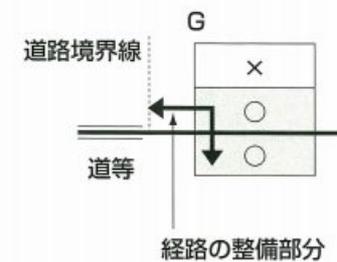
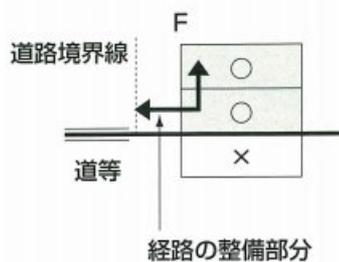


■ 道等までの経路の整備が必要な利用居室

○ 室あり × 室なし

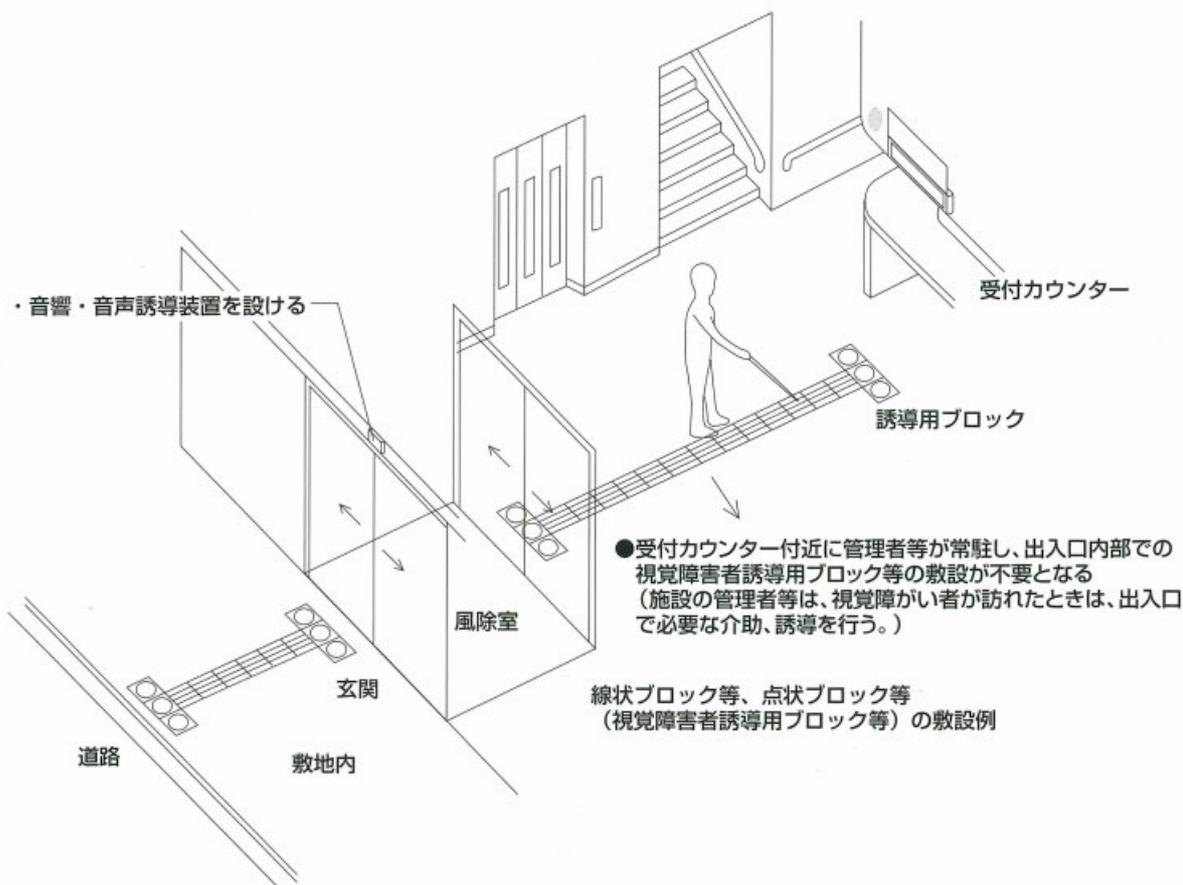


※ 不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する利用居室の場合



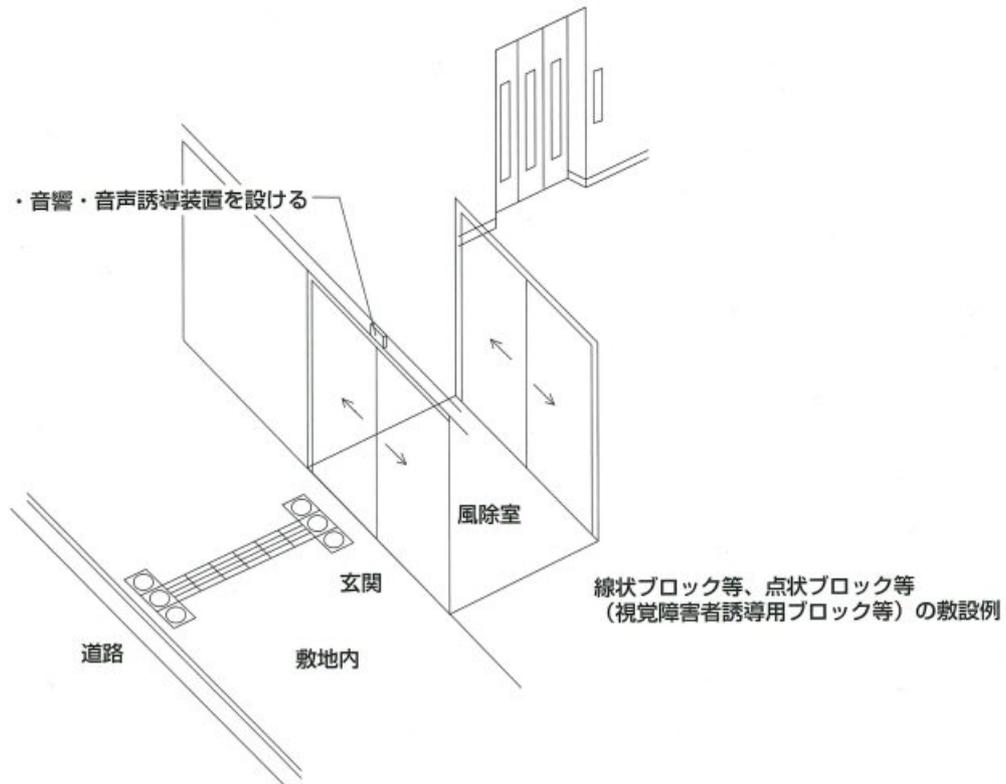
整備項目	整備基準	解説
<p>B 視覚障害者利用円滑化経路の定義 (規則別表2-1 建築物の表8の項 第1号、第2号)</p>	<p>(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所又は案内設備(案内所等)を設ける場合、道等から案内所等までの経路(不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。)の1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする。ただし、次の経路の場合を除く。 ア 道等から主として自動車の駐車のために供する施設までの経路 イ 建築物内にある当該建築物の管理者や従業員が常駐する案内所等から外部出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がp80(「2 敷地内の通路」)の(3)「視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路」の整備がなされた経路</p> <p>(2) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内所等を設けない場合には、道等から当該建築物の外部出入口までの経路(不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用する経路に限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする。ただし、道等から当該建築物の外部出入口までの経路が上記(1)アに定めるものを除く。</p>	<p>道から案内所等まで(案内所等を設けない場合は外部出入口まで)の経路を、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック)や音声で誘導し、経路上にある階段や傾斜路等の存在を視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)等で警告しなければならない。</p> <p>具体的な整備内容についてはp80(「2 敷地内の通路」)p84(「4 廊下その他これに類するもの」)を参照。</p> <p>(1)アの「自動車の駐車のために供する施設」とは自動車車庫や立体駐車場等を指し、このような施設の整備を除外しているのは、運転手など介助者の同行が見込まれるからである。</p>

■ 道から案内所等を設けた場合

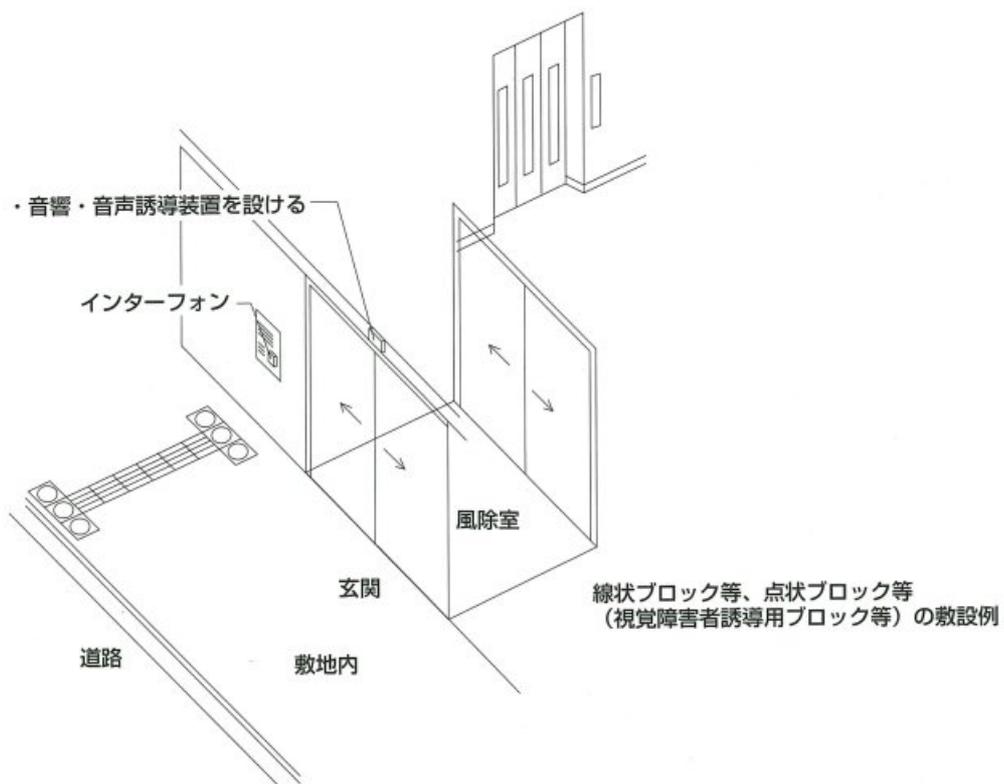


■ 道から案内所等を設けない場合

整備例-1



整備例-2



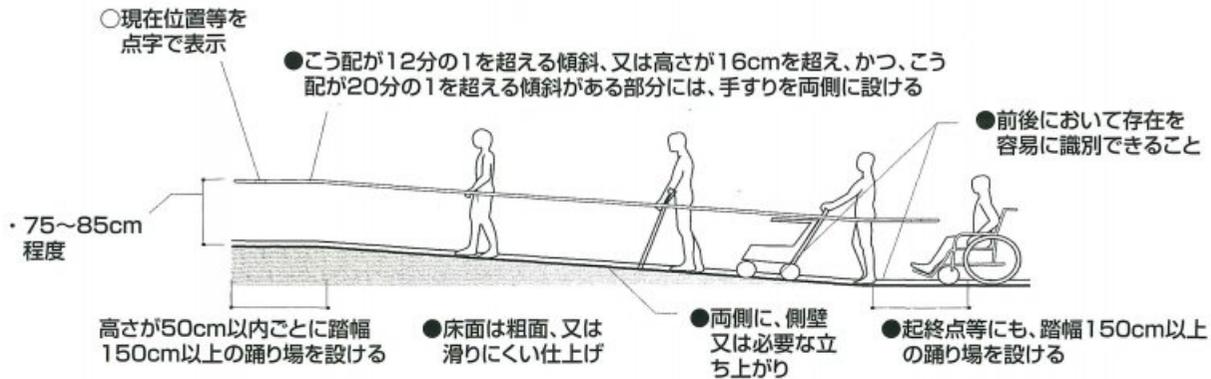
2 敷地内の通路

道等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、障がい者や高齢者等すべての人が円滑かつ安全に利用できるように配慮し、できる限り健常者と同じような経路で建築物に到達できるように配慮する。

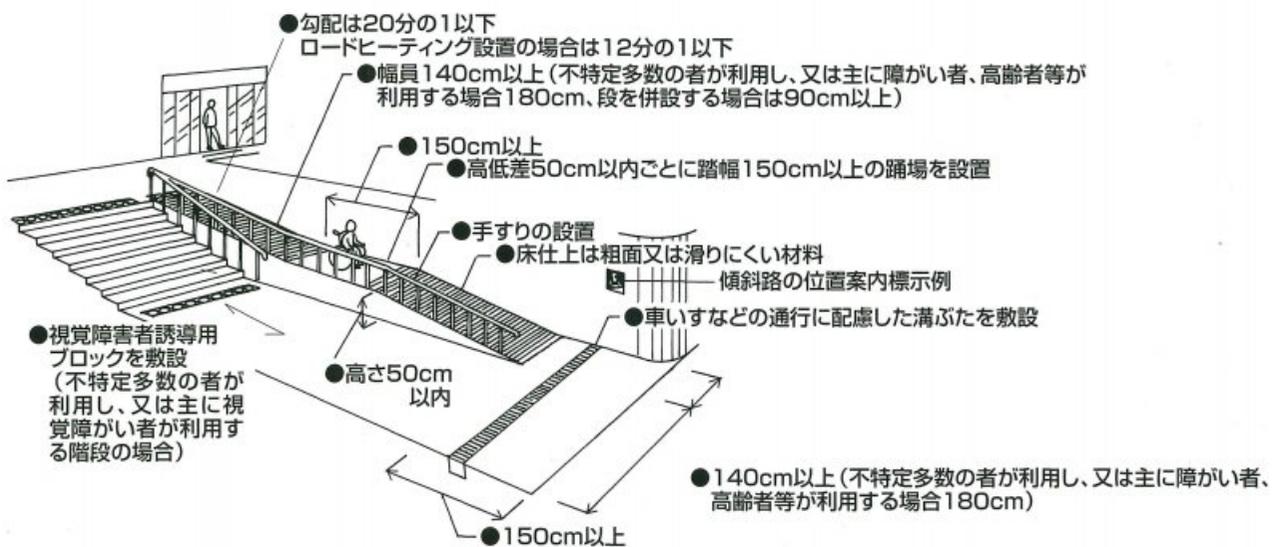
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
<p>(1) 敷地内の通路の一般基準 (規則別表2 1 建築物の表5の項) 表面の仕上げ</p> <p>段の構造</p> <p>傾斜路の構造</p> <p>排水溝</p>	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次の構造とする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段（踊場を含む。）を設ける場合は、p92（7「階段」）の(1)ア、イ、エ、オ、ク及びケに定めるものとする。</p> <p>ウ 傾斜路を設ける場合には、次の構造とする。 (ア) 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。 ・ こう配が1/12を超える傾斜 ・ 高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜 (イ) p86（5「傾斜路」）(1)イ、エ、カ及びキに定めるものとする。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合は、つえの脱落や車いすの脱輪等を防止する構造の溝ふたを設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。 ・ ひさしや消融雪装置の設置が望ましい。 ・ 傾斜路の下端は、車通路と交差しなことが望ましい。 ・ 網目タイプの溝ふたにあっては、スリットの幅は1cm以下とする。 	<p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p> <p>「その他の部分」とは、 ・ こう配1/12以下の傾斜 ・ 傾斜路の踊場などを指す。</p>
<p>(2)ー1 利用円滑化経路上の敷地内の通路 (規則別表2 1 建築物の表7の項第2号ア及びカ) 通路の幅</p> <p>戸の構造</p> <p>傾斜路の構造</p>	<p>ア 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路上には、階段又は段を設けない。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。</p> <p>イ 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の構造のほか、次の構造とする。 (ア) 幅は140cm以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものにあつては180cm以上）とする。 (イ) 戸を設ける場合には、p82（3「出入口の構造」）イ及びウに定めるものとする。</p> <p>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、次の構造とする。 a 幅は、段に代わるものは140cm以上（不特定多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するものは180cm以上）、段を併設するものは90cm以上とする。 b こう配は1/20以下（消融雪装置を設けるなど車いす使用者が利用しやすい措置を講じたものは1/12以下）とする。 c 高さが50cmを超えるものにあつては、高さ50cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道と敷地の境界は平坦にするのが望ましい。 ・ 通路と車路が接する箇所には、歩行者の安全確保のため、安全柵を設ける。 ・ 通路と車路を交差させないことが望ましい。 ・ 消融雪装置を設ける場合は、1/15以下とする。 	<p>180cmは、車いす同士がすれ違える幅である。</p> <p>1/20のこう配は、冬期間における車いす昇降時のスリップ（滑り）等を考慮したもので、圧雪状態では、こう配が1/20を超えるとスリップを起こしやすい。 車いす使用者が休憩又は加（減）速できるような平坦な部分を設置する必要がある。</p>
<p>(2)ー2 特殊な地形の場合の敷地内通路の整備 (規則別表2 1 建築物の表7の項第3号)</p>	<p>道等から利用居室まで又は住戸等までの利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)ー1の整備が困難である場合は、建築物の車寄せから利用居室又は住戸等までの経路の1以上を利用円滑化経路として整備する。</p>		<p>地形の特殊性とは、地形自体が急こう配であり傾斜路の基準を満たせない場合などをいう。この場合は、建築物の車寄せから利用居室までを利用円滑化経路とする。</p>

敷地内の通路の構造

多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する敷地内の通路

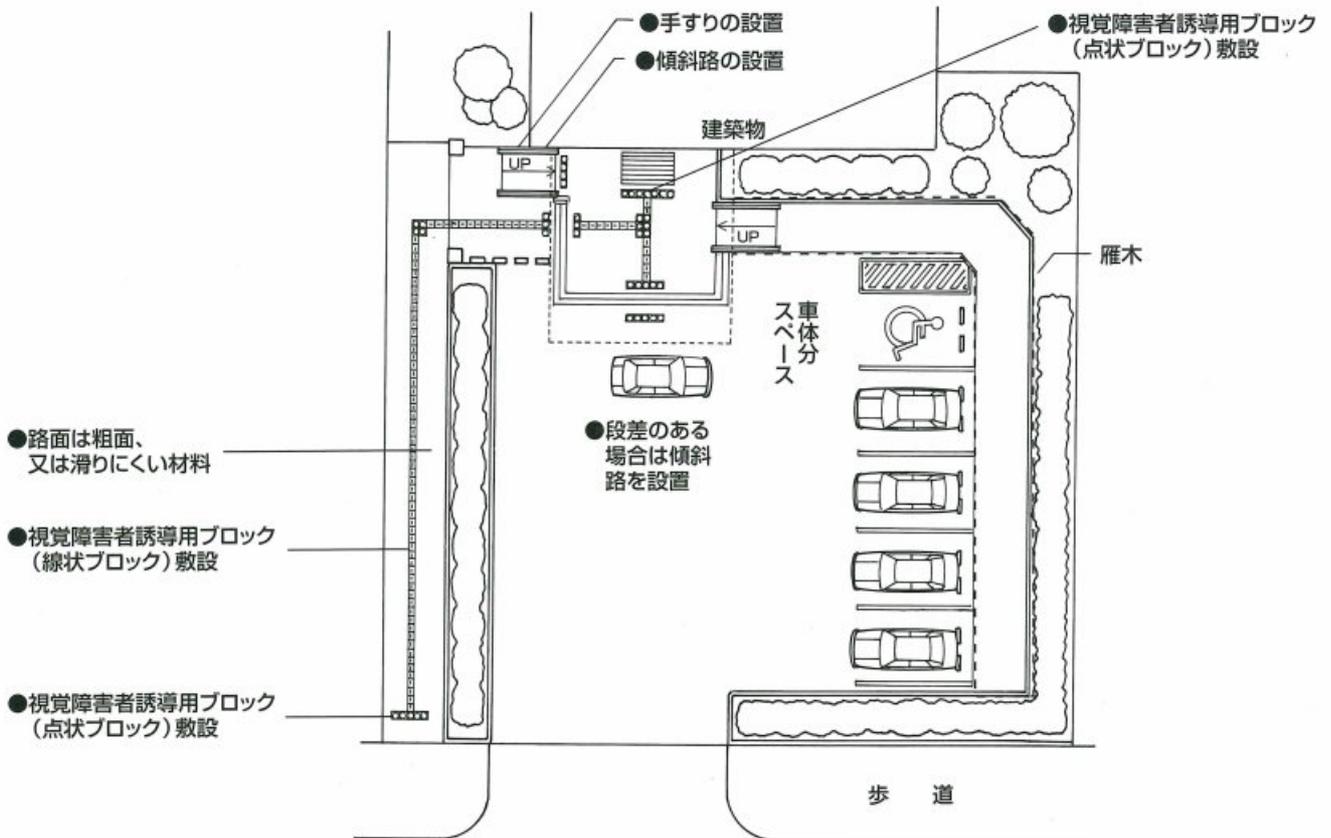


利用円滑化経路上の敷地内の通路



整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
<p>(3) 視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路 (規則別表2 1 建築物の表8の項)</p> <p>誘導の方法</p> <p>危険箇所の警告</p> <p>周り段の禁止</p>	<p>視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次の構造とする。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次の部分には視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（こう配1/20以下の傾斜部分、高さ16cm以下でこう配1/12以下の傾斜部分、段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）</p> <p>ウ 視覚障害者利用円滑化経路上に回り段を設けないこと。</p>	<p>線状ブロックは、通路の真ん中より少し端に寄せることが望ましい。</p>	<p>「視覚障害者利用円滑化経路」は、p76参照。インターホン等の設備が建物の外部に設置されている場合は、そこまでの経路とする。</p> <p>線状ブロック、音声誘導装置等により誘導する。</p> <p>警告ブロックにより、危険箇所を警告する。</p> <p>回り段は、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。</p>

視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路
 (歩道から外部出入口までの誘導、車路に接する部分の整備例)



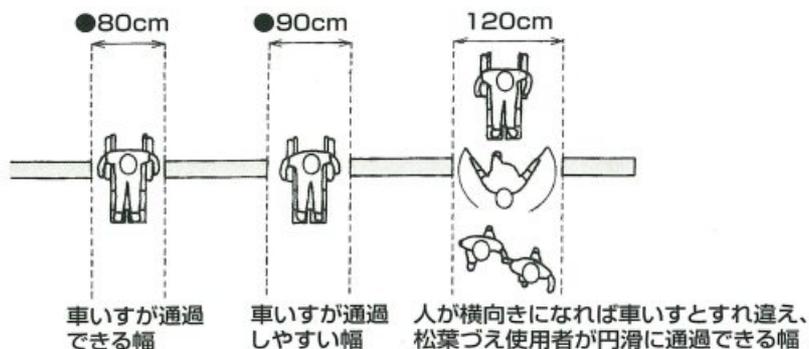
3 出入口の構造（利用円滑化経路上に設置されているものに限る。）

障がい者、高齢者に代表される移動制約者が支障なく施設内の部屋に出入できるように、幅の確保、開閉の容易さ及び段差の解消などが必要である。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
利用円滑化経路上の出入口の構造 (規則別表2 1 建築物の表7の項第2号イ)	利用円滑化経路上にある出入口(直接客室又は住戸等へ通するものを除く。)は、次の構造とする。	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口には、屋根やひさしをかけることが望ましい。 玄関ホールには、車いすを常設することが望ましい。 上履きに履き替える場合は、ベンチ等を設ける。 	車いす使用者用便房の出入口にも適用される。
出入口幅	ア 外部出入口の幅は内をりを90cm以上、外部出入口以外の出入口の幅は内をりを80cm以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 外部出入口の幅は120cm以上、それ以外の出入口の幅は90cm以上が望ましい。 	「内をり90cm」とは車いすが通過しやすい寸法、「内をり80cm」とは車いすが通過できる寸法である。
戸の構造	イ 戸を設ける場合には、自動ドアその他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ ガラス戸とするときは、安全な材種を使用すること。全面をガラスとするときは、視覚障がい者の衝突を防止するための措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 取っ手は使用しやすく、握りやすい形状とし、高さ90cm程度が望ましい。 ガラス戸の場合、床上35cm程度までは車いすあたりとする。 	車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない引き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。 全面をガラスにする場合は、視覚障がい者の衝突防止のため、目の高さに色や模様で識別できるような措置を採る。

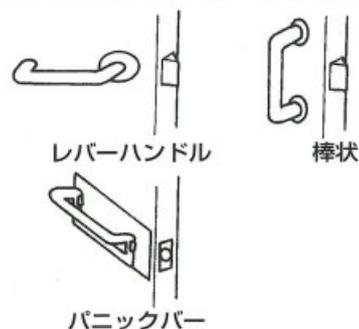
出入口の構造

出入口の幅の例

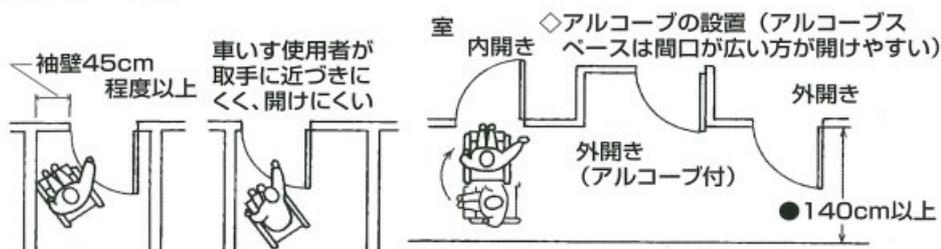


把手の例

取っ手は握りやすい形状のものを使用する。



開き戸の例



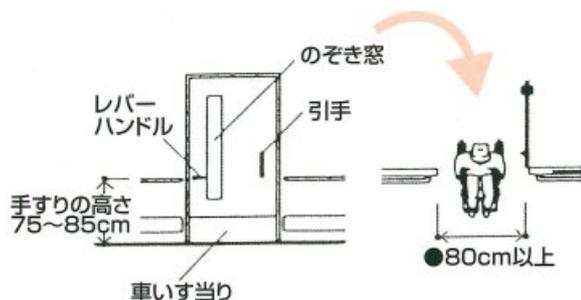
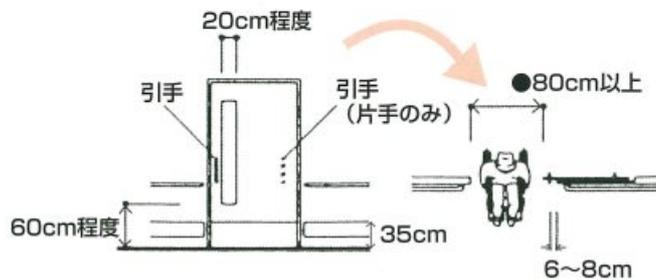
引き戸の例



外部出入口の整備例



内部出入口の整備例



4 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

廊下等は、建築物内を障がい者、高齢者等すべての人が安全に移動できる通路として、車いす使用者に配慮した段差の解消や、視覚障がい者に配慮した誘導等を行うことなどが必要である。

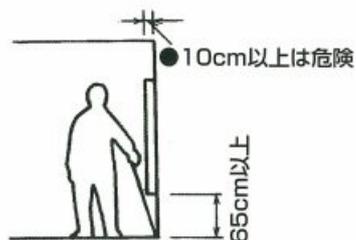
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 廊下の一般基準 （規則別表2 1 建築物の表1の項） 表面の仕上げ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 （視覚障害者誘導用ブロックの敷設の緩和） 壁面の措置 手すりの設置 その他	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する廊下等は、次の構造とする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に接する廊下等の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の部分を除く。 （ア）こう配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に接する廊下等 （イ）高さが16cm以下で、かつ、こう配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に接する廊下等 （ウ）主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等 ウ 壁面には、原則として突出物を設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 エ 必要に応じ、手すりを設けること。 オ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者や主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。	・休憩用設備を設ける。	不特定多数の人が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する施設にあつては、視覚障がい者の安全な利用に配慮し、階段や傾斜路に接する廊下に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を設け、警告することが必要である。 （ウ）で敷設を免除しているのは、運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。 広告板等の腰から上の突出物は、視覚障がい者が感知できないことから、空中に突出物を設けない 距離の長い廊下などは、手すりを設置するなど配慮が必要である。その際は、衝突時の怪我の防止や、手すりの終了などを知らせるため、壁側に巻き込むなどの措置を採る。 不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。
(2) 利用円滑化経路上の廊下の構造 （規則別表2 1 建築物の表第7項第2号ア） （規則別表2 1 建築物の表第7項第2号ウ） 廊下幅 戸の構造	ア 利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。 イ 利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の構造のほか、次の構造とする。 （ア）幅は内をりを140cm以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設ける場合は、120cm以上とすることができる。 （イ）戸を設ける場合には、p82（3「出入口の構造」）(2)イ及びウの構造とする。	・幅180cm以上が望ましい。	「内をり140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違い、車いす、松葉つえ使用者が円滑に通過できる寸法である。
(3) 視覚障害者利用円滑化経路上の廊下 （規則別表2 1 建築物の表8の項） 誘導の方法	視覚障害者利用円滑化経路を構成する廊下は、次の構造とする。 ア 視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導その他の方法により、視覚障がい者を誘導する設備を設けること。		「視覚障害者利用円滑化経路」はp76参照。

廊下の構造

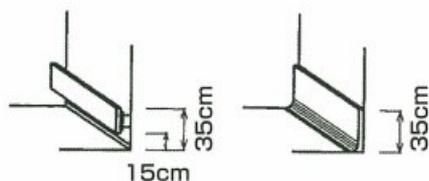
■ 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する廊下

■ 視覚障害者に危険な突出物の例

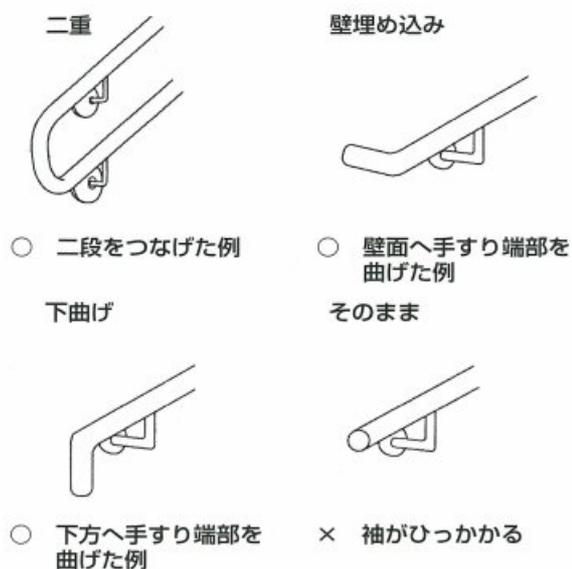
腰から上の突起物は感知できないことから
空中に突起物を設けない



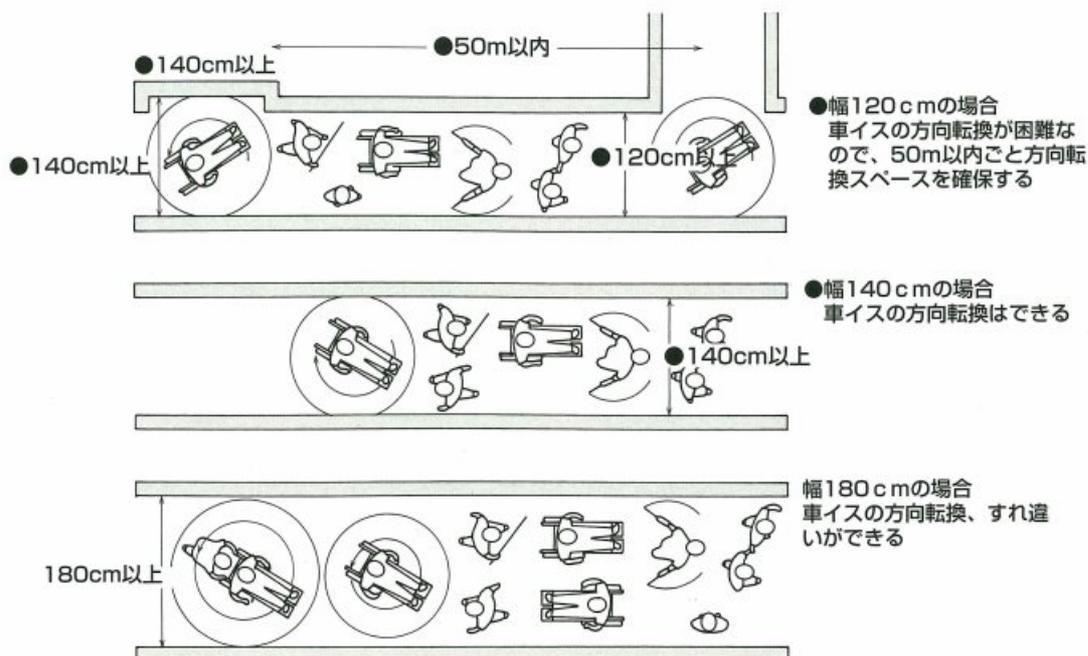
■ 車いすフットレスト当りの設置例



■ 手すり端部の処理



■ 利用円滑化経路上の廊下



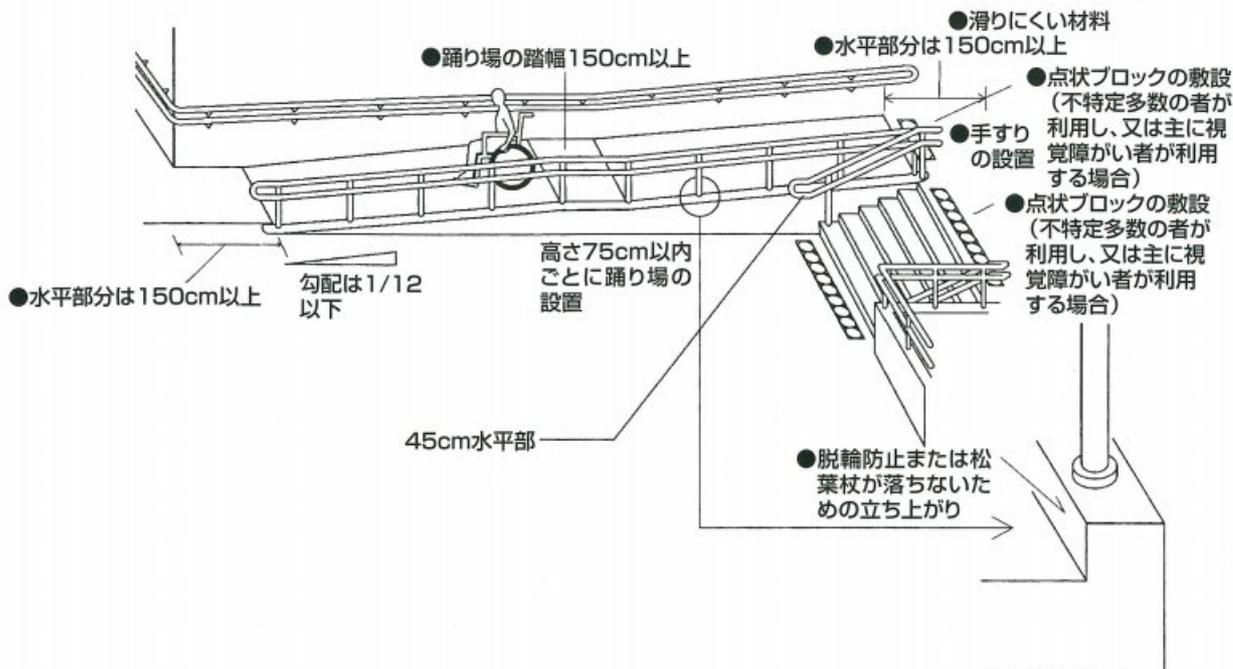
5 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

廊下等に高低差が生じる場合は、傾斜路によって段差を解消する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
<p>(1) 傾斜路一般基準 (規則別表2 1 建築物の表3の項) 手すりの設置</p> <p>表面の仕上げ</p> <p>傾斜の識別</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</p>	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路は、次の構造とする。</p> <p>ア 次の部分の両側に手すりを設置し、その他の部分には必要に応じて手すりを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こう配が1/12を超える傾斜部分 ・ 高さ16cmを超える傾斜部分 <p>イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じて、端部付近や必要な箇所誘導のための点字表示を行うこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>エ 傾斜部分は、その前後の水平部分との色の明度の差を大きくする等その存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 傾斜部分の上端に接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。</p> <p>(ア) p84（「4 廊下その他これに類するもの」）(1)イ（ア）から（ウ）までに定めるもの</p> <p>(イ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>カ 傾斜部分の始末端部や傾斜路の曲がり角、折り返し、他の通路との交差部には、踏幅150cm以上の水平部分を設けること。</p> <p>キ 縁端には、壁又は車いすの脱輪その他の事故を防止するために必要な立ち上がりを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜部分と踊場に連続して設置するのが望ましい。 ・ その他、手すりの望ましい整備は、「7 階段」(p92)の手すりの設置の項を参照。 	<p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。</p> <p>不特定多数の人が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p> <p>弱視者などの視覚障がい者の安全な利用に配慮し、傾斜部分を周囲と識別しやすいものとする必要がある。</p> <p>傾斜の上端に点状ブロックを敷設し、警告することが必要である。</p> <p>車いすの脱輪やつえの脱落を防止する措置を採らなければならない。</p> <p>脱輪防止には5cm以上の立ち上がりが必要だが、5cm程度では、傾斜路を下る際に、車いすのフットレストが立ち上がりに乗り上げ、急停止・転倒する危険性が指摘されていることから、注意が必要。</p>
<p>(2) 利用円滑化経路上の傾斜路の構造 (規則別表2 1 建築物の表7の項第2号工) 傾斜の幅</p> <p>こう配</p> <p>踊場の設置</p>	<p>利用円滑化経路上の傾斜路は、(1)のほか、次の構造とする。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものは内りを140cm以上（p84（「4廊下」）(2)イ（ア）ただし書に該当する廊下等へ接続するものは120cm以上）とし、階段に併設するものは90cm以上とすること。</p> <p>イ こう配は1/12以下とすること。</p> <p>ウ 高さ75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p>		<p>建築物内部では、国際シンボルマーク掲示のための基準である1/12を基本こう配としている。</p> <p>傾斜路が長く（こう配1/12で9m）なる場合、途中で車いす使用者が休憩又は加（減）速できるような平坦な部分を設置する必要があることから設けられたものである。</p>

傾斜路の構造

多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する傾斜路



利用円滑化経路上の傾斜路

